



# 協会けんぽしが

2023年  
4月

職場の皆さままで  
ご回覧ください。

今月のトピック

## 令和5年度の保険料率が決定しました

### 滋賀支部の健康保険料率

現行 ▶ 令和5年3月分  
(4月納付分) から

9.83% ▶ **9.73%**

### 全国一律の介護保険料率

現行 ▶ 令和5年3月分  
(4月納付分) から

1.64% ▶ **1.82%**

●40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

●賞与には、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

●任意継続被保険者の方は、令和5年4月分から変更となります。

## 健康保険料率は都道府県単位です **インセンティブ制度** 皆様の取り組みが滋賀支部の保険料率を下げます

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取り組みを5つの指標に応じて、支部ごとにインセンティブ(報奨金)を付与し、各都道府県支部の「健康保険料率」に反映させる制度です。令和5年度の保険料率は令和3年度の取り組み結果を反映しています。その結果、滋賀支部は全国で34位となり、令和5年度については残念ながらインセンティブを受けることはできませんでした。(上位23支部までがインセンティブの対象)

### 5つの指標と滋賀支部の順位 (令和3年度実績)

特定健診の実施率 (及び伸び率)	<b>5位</b>
特定保健指導の実施率 (及び伸び率)	<b>32位</b>
特定保健指導対象者の減少率	<b>20位</b>
要治療者の医療機関受診率 (及び伸び率)	<b>45位</b>
ジェネリック医薬品の使用割合 (及び伸び率)	<b>44位</b>
総合	<b>34位</b>

※赤字は対令和2年度実績より順位が下降。

### 未来にご負担いただく保険料のため、加入者の皆様へお願いしたい取り組み

年に1回は健診を受ける



お勤めの方：生活習慣病予防健診  
ご家族の方：特定健診

特定保健指導を受ける



生活習慣改善が必要な方

要治療の判定となった方

医療機関を受診する



病气やけがなどで薬を処方された方

ジェネリック医薬品を希望する



## 今年度も実施します! **健康教室&健康測定機器貸出** **無料**

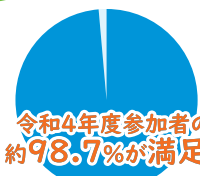
今年度も従業員の皆様の健康づくりに取り組む事業主様の活動を支援するため、『健康教室』・『健康測定機器の貸出』を無料で実施します。予定回数に達し次第締め切りとなる場合がございますので、お申し込みはお早目をお願いします。

なお、「協会けんぽしが5月号」にて詳細を掲載予定ですが、いち早くホームページにてご案内しておりますので、是非ご確認ください。

### 健康教室

様々な分野の健康づくりの専門家が事業所内で講座を開催します。

(原則オンライン開催となります)



健康教室  
詳細はこちらから!

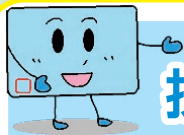


### 健康測定機器貸出

血管年齢測定器などの健康づくりに役立つ機器を貸し出します。日々の健康維持・増進にお役立てください。

健康測定機器貸出  
詳細はこちらから!





# 扶養解除の手続きの際には、保険証の添付をお忘れなく!

健康保険の扶養家族であった方が就職し、就職先の健康保険に加入された場合は、今まで使用していた家族の保険証を添付して、日本年金機構へ被扶養者異動届をご提出いただくことが必要です。(協会けんぽへの手続きは不要)

例年、保険証の添付もれや、届出忘れが多い時期となっておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

電子申請を含む資格喪失届・被扶養者削除の手続きの際



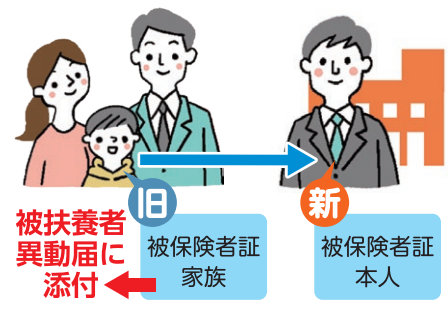
保険証は  
**日本年金機構**へ

上記届出に間に合わなかった場合(後日保険証回収)



保険証は  
**協会けんぽ**へ

**例** 父の扶養家族だった子が成長し、就職した場合



## 健康経営優良法人2023 認定法人が発表されました!

経済産業省では、健康長寿社会の実現に向けた取り組みの1つとして、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、健康の保持・増進につながる取り組みを戦略的に実践する「健康経営®」を推進しています。

「健康経営優良法人認定制度」とは、特に優良な健康経営を実践している企業・団体を顕彰する制度であり、認定を取得することで社会的評価・ブランドイメージの向上・採用面の効果等が得られます。全国では、「大規模法人部門」に2,676法人、「中小規模法人部門」に14,012法人が認定を受け、滋賀県内でも多くの法人が健康経営優良法人2023の認定を受けています。

### 滋賀県内の

#### 健康経営優良法人2023認定法人

- 大規模法人部門 **22**法人
- 中小規模法人部門 **185**法人

※詳しくは経済産業省のホームページでご確認ください。



※「健康経営」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

エントリーシートなど詳しくはこちらから

健康経営優良法人の認定を受けるには、協会けんぽ滋賀支部の「**健康アクション宣言**」にエントリーが必須です。



## 是非ご利用ください! 滋賀支部ホームページ更新情報

New!

### Check 健康経営事例集 令和4年度版を掲載しました

この事例集は、健康経営に積極的に取り組む事業所様の優れた取り組みを広く情報発信することで、皆様の職場の健康づくりの参考や、働きやすい職場づくりに取り組むきっかけとなることを目的に作成しています。PDF 版をホームページに掲載していますので、ぜひご覧いただき、健康経営の推進にお役立てください。



事例集PDFファイルダウンロードはこちら



### Check 令和5年2月17日開催「健康経営セミナー」の動画を掲載しました

令和5年2月17日に栗東さきらにて開催しました「健康経営セミナー」の動画を掲載しています。優れた健康づくりを実践されている事業所様による事例発表の様や、メンタルヘルスの専門家によるラインケアの講演などがご覧いただけます。※一部期間限定の公開となっておりますので、お早目にご覧ください。



滋賀支部おすすめ動画リンク集



## 協会けんぽ しが 2023年4月号

〈発行〉 **全国健康保険協会 滋賀支部**  
協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階

TEL: 077-522-1099 (代表)  
FAX: 077-522-1138

※おかけ間違いにご注意ください。



お問い合わせはこちら

## 令和5年4月1日以降の出産より 出産育児一時金の額を変更しました

産科医療保障制度加入機関で 在胎週数22週以降の出産の場合

1児につき**50万円**

申請方法等は協会けんぽHPへ▶

